

川崎市多摩区公告第 26 号

国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり川崎市が交付した神奈川県国民健康保険資格確認書(以下「資格確認書」という。)の更新を行います。

令和 7 年 6 月 13 日

川崎市多摩区長 佐藤 直樹

1 更新期日

令和 7 年 8 月 1 日

2 更新の時期

令和 7 年 6 月 23 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

3 更新方法

資格確認書の更新は、令和 7 年 6 月 23 日から令和 7 年 7 月 31 日までの間に郵送により行います。

4 資格確認書の効力

現資格確認書は令和 7 年 7 月 31 日限りで無効とし、新資格確認書は交付の日から令和 8 年 7 月 31 日まで有効とします。

※別紙は省略とする。